

(案)

令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託事業名 令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務
- (2) 委託事業の内容 令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 実施期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、金_____円（うち、消費税及び地方消費税の額_____円を含む。）を超えない範囲内で、乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、委託業務が終了し、第14条の規定による通知をした後に、委託費を乙の請求により、その請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、委託費の90%以内の額を、概算払することができるものとする。

3 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（委託業務実施計画表等の提出）

第7条 乙は、この契約の締結後、直ちに委託業務実施計画表（様式第2号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項に定める委託業務実施計画表に変更が生じた場合は、10日以内に委託業務実施変更計画表（様式第2号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し通知するものとし、委託費の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(案)

(履行期間の延長等)

第9条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、委託費に年 2.5 パーセントの割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(著作権等の取扱い等)

第10条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

2 乙は、あらかじめ甲に承認を受けた場合のほか、委託業務の実施結果を公表してはならない。

3 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定の順守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(業務完了報告)

第13条 乙は、委託業務が終了したときは、業務完了報告書（様式第 3 号）、収支決算書（様式第 4 号（関係諸帳簿・証拠書類の写しを含む。）、及び委託業務の成果を記載した書面を委託業務終了の日から 10 日以内又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第 4 条第 3 項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県規則第 404 号）様式第 102 号）を添付するものとする。

(適合の検査及び委託費の額の確定)

第14条 甲は、前条の規定により報告書の提出があったときは、遅滞なくこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書等に補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

(過払金等の返還)

第15条 乙は、概算払を受けた委託費が、前条に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(帳簿等)

第16条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(案)

(実地調査等)

第 17 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況を実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第 18 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができる。

(契約の解除等)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 20 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 21 条 この契約に関し疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 ____ 月 ____ 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

(案)

(別記)

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

個人情報は、事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集、作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

6 返還義務

委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(案)

(様式第1号)

概算払請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名

令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務の委託費に係る概算払請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

(概算額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振 込 先 金 融 機 関		
振 替 口 座	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ そ の 他
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	

3 概算払を必要とする理由

(案)

(様式第2号)

委託業務実施(変更)計画表

1 業務の概要

委託事業名 令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務

委託費金 _____ 円

契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

業務実施責任者 _____

2 履行期間

着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日

完了 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 実施計画

業務内容	設計数量	月		月		月		月		月		月		月		月	

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

茨城県知事 殿

(受託者)

主たる事務所の

所在地

名称

代表者氏名

(案)

(様式第3号)

業務完了報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名

下記のとおり、令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務が完了しましたので、報告します。

記

1 精算書

区 分	金 額
契約額 (a)	円
概算払受領済額 (b)	円
年間所要額 (c)	円
過不足額 (c-b)	円
契約残高 (c-a)	円

(案)

(様式第4号)

収支決算書

年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
主たる事務所の
所在地
名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 収入	委託費
	合計
2 支出	人件費
	賃金
	通勤費
	共済費
	物件費
	旅費
	通信運搬費
	使用料
	印刷製本費
	消耗品
	委託費
	合計

(必要に応じて内訳書を添付すること)